

| | |
|-----------------------|---|
| ス ラ イ ド 1 | 皆さん、こんにちは。 ここでは、健康教育の現状と課題と課題について学んでいきます。 |
| ス ラ イ ド 2 | 内容は、大きく3点です。 1点は、健康教育についてその目的や位置付けについて確認します。 2点は、学習指導要領の改訂におけるポイントも踏まえながら、 今求められる健康教育について確認します。 3点は、健康教育における養護教諭の役割についての確認です。 |
| ス ラ イ ド 3 | 健康教育は教育基本法や学校教育法に則って実施されます。 |
| ス ラ イ ド 4 | 学校で行われる健康教育は、「学校保健」「学校安全」「食育・学校給食」の3領域で実施されます。 そして、「教育面」「管理面」「組織活動」によって構成されます。 詳しくは、若い教師のための教育実践の手引（令和6年度版）に記載していますので確認してください。 |
| ス ラ イ ド 5 | 各学校における「保健教育」、「安全教育」、「学校給食」は、「学校保健計画」、「学校安全計画」、「食に関する指導の全体計画」を策定して実施されます。学校保健計画や学校安全計画を作成する際など、どのような活動をどのような目的で行っているのか、それぞれの活動が関連付けられ、効果的に実施されているかを確認する必要があります。 それぞれ学校保健安全法や食育基本法に基づいて実施されるものです。 |
| ス ラ イ ド 6 | さて、児童生徒を取り巻く健康課題には、このような問題があると指摘されています。 新型コロナウイルス感染症のような感染症の問題のほか、近視の増加などの問題もクローズアップされているところです。 学校で行う健康教育は、児童生徒がこのような健康課題に適切に対応していく資質・能力を育成するため行われるものです。 |
| ス ラ イ ド 7 | 健康教育に取り組むにあたって、どのような資質・能力を育成するのか、目標を明らかにして取り組むことが重要です。 学習指導要領（平成29年）では、健康教育の目標について「時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する新しい健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができるようにすること。」と示されています。また、育成すべき資質・能力として「必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力」が示されています。 |
| ス ラ イ ド 8 | 健康教育を進める上で重要なことは、まず自校の健康課題を捉えることです。 そして、その健康課題の解決に向け、どの領域でどのような指導を実施するのか検討し、学校教育活動全体での取組となるよう、意図的・計画的に進める必要があります。 また、学習を通して、児童生徒が前述の資質・能力を身に付けられるよう、自らの健康課題に関心を持ち、自ら考えたり判断することを通して課題解決に向かうよう学習過程を工夫します。 |

| | |
|------------------------|---|
| ス ラ イ ド 9 | 従前は保健教育を教科で行う「保健学習」と、学級活動で行う「保健指導」に分類していましたが、 今後は「保健教育」と示すこととなりました。 保健室等で個別に指導を実施する場合等において「保健指導」と示します。 |
| ス ラ イ ド 10 | 次に、健康教育における養護教諭の役割について確認していきます。 養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどり、その職務は、中央教育審議会答申「子どもの健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(H20.1)において、保健管理・保健教育・健康相談・保健室経営・保健組織活動の5つに整理されました。 また、求められる役割についても示されました。 |
| ス ラ イ ド 11 | これは、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年12月)の一部抜粋です。 多様化・複雑化する教育課題に「チーム学校」として取り組む必要性と、その中で養護教諭が担う役割についても示されています。 |
| ス ラ イ ド 12 | 前述のような国の方針と学習指導要領の改訂を踏まえ、平成29年3月に、文部科学省から「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」が発行されました。組織的に支援に取り組む方策や、その中で養護教諭が果たす役割について分かりやすくまとめられていますので、是非活用してください。 |
| ス ラ イ ド 13 | 健康な生活を送るために必要な力として「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感(自尊感情)」「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」が示されています。この図のように、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要なこれらの力を育成するため、養護教諭がほかの教職員等と連携して取組を行うことが期待されています。 |
| ス ラ イ ド 14 | 養護教諭に求められる役割(職務の範囲)については、スライドに示す文部科学省のHPでも新たに示されていますので、参考にしてください。 それでは、養護教諭の職務内容に沿って、健康教育における養護教諭の役割をみていきます。 |
| ス ラ イ ド 15 | まずは、保健管理についてです。 救急処置においては、養護教諭は、救急処置の目的、学校における救急処置の特質を十分に認識し、症状の的確な見極めと医療機関等への受診を含めて、総合的な判断をする必要があります。また、子供の生命を守ることを最優先に対応できるよう、全教職員が対象の校内研修を企画し、指導者としての役割を果たすことが期待されています。緊急時を想定したシミュレーション研修等、積極的に実施しましょう。 |

| | |
|------------------------|---|
| ス ラ イ ド 16 | 救急処置の評価を行い、随時改善を図ることも大切です。学校での突発的な傷病の発生に対して適切な対応を行うことができるように、スライド16、17に示すような点について日常から評価の視点を持つようにしましょう。 |
| ス ラ イ ド 17 | また、校内研修においては、救急処置だけではなく、保護者への連絡・報告や、記録に関することも含めた内容で企画することが望ましいと言えます。スライド18～20は校内研修の企画・実施のための参考資料です。自校の状況を確認し、改善できることはないか検討してみてください。 |
| ス ラ イ ド 21 | では、保健管理の中核である健康診断についてみていきます。 健康診断の実施については、「児童生徒等の健康診断マニュアル」に基づき、各校で適切に取り組まれていると思います。結果の活用については、いかがでしょうか。健康診断結果の通知のみに終わってはいないでしょうか？ 健康診断を、保健管理だけではなく保健教育、健康相談、組織活動に生かすことが重要です。「学校における運動器検診の手引」が新たに示されていますので、学校医との打合せのもと、保健調査票と視触診を組み合わせた運動器検診の実施と事後措置を改めて確認してください。 |
| ス ラ イ ド 22 | また、児童生徒の発育を評価する上で、成長曲線を積極的に活用することも重要です。スライドに示した成長曲線を作成することの意義を理解したうえで、「健康診断マニュアル」に付属しているCD-ROMを使って、成長曲線と肥満度曲線を作成しましょう。成長曲線と肥満度曲線が異常疑いと判断した場合は学校医に相談し、総合的に学校医が評価を行います。評価には専門性が必要なため、養護教諭だけで判断しないようにしましょう。 |
| ス ラ イ ド 23 | 心臓疾患については、令和3年3月に改訂された「学校心臓検診の実際」や「心疾患児 学校生活管理指導のしおり」などを参考に、適切な対応を行いましょう。 |
| ス ラ イ ド 24 | また、腎臓疾患については、令和3年3月に改訂された「学校検尿のすべて」や「腎疾患児 学校生活管理指導のしおり」などを参考に適切な対応を行いましょう。 なお、これらの冊子は、日本学校保健会のHPからダウンロードできますので、活用してください。 |
| ス ラ イ ド 25 | 学校における色覚の検査については、平成15年度から健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施するものとされています。留意点として、学校医師による健康相談等において、児童生徒や保護者等の事前の同意を得て、個別に検査・指導を行うなど、プライバシーに十分配慮し、必要に応じて適切な対応ができる体制を整えることとされています。また、教職員が色覚特性に関する正しい知識を持って、学習指導、進路指導等での配慮と適切な指導を行うことができるように、参考資料を活用して共通理解を図るようにしてください。 |

| | |
|------------------------|---|
| ス ラ イ ド 26 | 脱衣を伴う検査については、検査時の服装等も含め実施方法について学校医と検討し、共通認識を持つこと、プライバシーの保護に関すること等、児童生徒や保護者に対して事前に丁寧に説明し、理解を得ることが大切です。詳しくは、福岡県医師会が作成している資料や文部科学省から通知されている文書等を参考にしてください。 |
| ス ラ イ ド 27 | 学校における歯科検診においては、特に歯列・咬合に関する結果を通知する場合、必要な情報の提供に配慮する必要があります。歯科矯正治療の実施の可否について児童生徒や保護者が適切に判断できるよう、個別の健康相談の実施等、学校歯科医と連携して対応するようにしましょう。 |
| ス ラ イ ド 28 | では、健康観察についてみていきます。 教職員により行われる健康観察は、児童生徒の心身の健康問題を早期に発見し、適切な対応を図ることによって、教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動です。学校保健安全法第9条に健康観察が位置付けられ、充実が図られました。「養護教諭その他の職員は相互に連携して」行うこととされており、教育活動全体を通じて、全職員によって実施されることが大切です。 |
| ス ラ イ ド 29 | 各学校では、健康観察の工夫が図られていると思います。健康観察の継続的な実施によって、児童生徒に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図ることにもつながります。また、健康観察は、学級担任だけでなく複数の観察者で行うこと、身体的健康だけでなく、メンタルヘルスの視点も含めて行うことなどに留意するようにしましょう。 |
| ス ラ イ ド 30 | 児童生徒の心身の不調に、虐待が推測される状況はないかという視点を持つことも大切です。健康観察において、虐待が疑われる状況を把握した場合は、速やかに児童相談所に通告する必要があることについて、教職員での共通理解を図りましょう。 |
| ス ラ イ ド 31 | このスライドに示す健康観察のポイントは、背景要因として、いじめや虐待、生活環境の問題が推測されるものです。これらのサインのあらわれ方は、発達段階によって変化することを考慮する必要があります。複数で観察し、気づきがあれば相互に連携を図って、早期発見・早期対応を行っていきましょう。 |
| ス ラ イ ド 32 | 次に疾病の管理と予防について学校における疾病管理では、入学時、そして行事ごとの保健調査や健康診断、毎日の健康観察・健康相談などを通して、個別支援が必要な児童生徒を把握する必要があります。そして、支援が必要な子供には、適切な医療を受け、安心・安全な学校生活を送ることができるよう支援することが疾病管理の目的です。 また、可能な限り教育活動に参加できるように配慮していくことも必要です。決して行動を制限することが目的ではありません。 |

| | |
|------------------------|--|
| ス ラ イ ド 33 | <p>疾病管理の留意点についてです。</p> <p>学校には、様々な疾病をもった児童生徒がいます。疾病の内容を十分に理解しないままに、疾病の悪化を恐れて、過度な制限をしたり、逆に無理な教育活動への参加を強制することがないように、疾病の理解や学校における適切な生活管理指導が必要です。それには、児童生徒・保護者・教職員間での共通理解、緊密な連携が不可欠です。</p> <p>また、主治医との連携については、必ず保護者の了解を得ることは必要です。了解が得られた場合には、スライドで示している点に注意して連携を図っていきましょう。</p> |
| ス ラ イ ド 34 | <p>学校は、子供が集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合には、教育上大きな影響を及ぼすことから、その予防と蔓延の防止を図ることが重要です。</p> <p>「学校において予防すべき感染症の解説」をもとに、学校での適切な対応をお願いします。</p> |
| ス ラ イ ド 35 | <p>また、出席停止や臨時休業の措置をとる場合、法的根拠となるのが学校保健安全法第19条、第20条です。施行令、施行規則には、細かな基準等が定められていますので、確認をお願いします。</p> |
| ス ラ イ ド 36 | <p>風しんは、強い感染力をもつ感染症であり、妊娠中の女性がかかると、先天性風しん症候群の子供が生まれる可能性が高くなります。予防接種の機会がなかった世代の男性に、原則無料で抗体検査と予防接種が実施されていますが、接種が進んでいない状況のため期間が延長されました。職員への啓発も是非行ってください。</p> |
| ス ラ イ ド 37 | <p>また、麻しんについては、「学校における麻しんガイドライン」を活用して、引き続き予防と対策に努めてください。</p> |
| ス ラ イ ド 38 | <p>「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」改訂のポイントは、スライドに示すように大きく2つです。</p> <p>学校生活管理指導表の改訂については、大きな変更は学校現場の混乱にもつながることから、必要部分のみ改訂されています。</p> <p>変更点としては、保護者の記載が学校に混乱を招くことがあるため、医師が記載するものであることが明示されました。また、学校生活上の留意点の「保護者と相談し決定」の文言から、「管理不要」か「管理必要」かのいずれかに○をつけるようになりました。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| ス ラ イ ド 39 | <p>いずれも、学校にとって判断や管理を円滑に行うことができるように改訂されています。日本学校保健会のホームページからダウンロード可能ですので、活用してください。また、学校生活管理指導表の「活用のしおり」も改訂されていますので、保護者の方へ管理指導表の提出をお願いする際には、活用のしおりも一緒に説明して渡すとよいと思います。</p> <p>心疾患・腎疾患用の学校生活管理指導表も、学習指導要領の改訂に基づき改訂されていますので、併せて確認をお願いします。</p> |
| ス ラ イ ド 40 | <p>今回の改訂では、緊急時対応の体制づくりについても盛り込まれています。緊急時の対応を要する事態は、学級担任や養護教諭の前で起こるとは限りません。</p> <p>校内研修等での定期的な研修と訓練の継続をお願いします。シミュレーション研修等で活用できる教材が文部科学省ホームページで公開されていますので、用途に応じて活用してください。</p> |
| ス ラ イ ド 41 | <p>脳脊髄液減少症は、スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって起こる頭痛や頸部痛、めまい等の様々な症状を呈する疾患です。福岡県のHPにも情報が掲載されていますので、適切な対応をするために職員との共通理解を図るように努めてください。</p> |
| ス ラ イ ド 42 | <p>筋痛性脳脊髄炎、慢性疲労症候群とは、これまで健康に生活していた人が、ある日突然、原因不明の激しい全身倦怠感に襲われ、それ以降、強い疲労感とともに微熱、頭痛などが長期にわたって続く病気です。症状や慢性疲労症候群という名称から、誤解や偏見を受けることもあり、正しい理解が求められています。</p> |
| ス ラ イ ド 43 | <p>疾病の管理・予防に関する資料は、文部科学省などのホームページでダウンロードすることができますので、活用してください。</p> |
| ス ラ イ ド 44 | <p>てんかん発作時の坐薬挿入については、平成28年の文部科学省事務連絡を参照してください。</p> |
| ス ラ イ ド 45 | <p>事務連絡に示されている4つの条件です。</p> <p>保護者から、てんかん発作時の坐薬挿入を教職員に依頼したい旨の相談があった場合には、①～④の条件を必ず確認し、適切に対応してください。</p> |
| ス ラ イ ド 46 | <p>また、実際に坐薬挿入の必要がある場合は、③の点に十分に留意し、坐薬使用後は必ず医療機関での受診をさせることが必要ですので、確認をお願いします。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| ス ラ イ ド 47 | また、文部科学省から出ている通知や事務連絡については、常に最新の情報を確認するように心がけてください。対応を誤れば、児童生徒の身体・生命に深刻な影響を及ぼしかねないため、状況に応じた機動的な対応が求められることを学校全体として認識しておくことが不可欠です。 |
| ス ラ イ ド 48 | アレルギーやてんかん以外にも、学校における医療用医薬品の預かりと管理の流れについては、「学校における薬品管理マニュアル」に示されていますので、参照してください。 摂食障害に関する対応指針は、摂食障害情報ポータルサイトからダウンロードが可能です。低栄養から判断する保健室での対応が段階的に示されていますので、参照してください。 |
| ス ラ イ ド 49 | 次は、学校環境衛生検査についてです。 学校の環境は、子供の健康及び学習能率に大きな影響を及ぼすものであることから、衛生的に維持され、適切に管理されることが必要です。学校環境衛生基準には、定期に行う検査、臨時に行う検査、そして日常に行う検査があり、それぞれの項目と基準が示されています。「環境衛生管理マニュアル」などを参考に、適切な保健管理に努めましょう。 |
| ス ラ イ ド 50 | では、保健教育についてみていきます。 学校保健は、学校における保健教育と保健管理で構成され、その二つの領域を円滑に推進するために組織活動があります。 保健教育においては、各学校の教育課程に位置付け、体育科、保健体育科をはじめとした教科、特別活動、特別な教科道徳、総合的な学習の時間などの特質に応じ、相互に関連させる指導の在り方の一層の充実が求められています。 |
| ス ラ イ ド 51 | 学習指導要領総則では、教育課程の編成及び実施に当たって、学校保健計画など、学校の全体計画と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものと示されました。学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を、保健教育においても目指すことが求められています。 |
| ス ラ イ ド 52 | また、集団指導（ガイダンス）と、個別指導（カウンセリング）を効果的に関連付けるなど、学校教育活動全体で共通理解を図り、発達の段階を考慮した指導を行いましょう。 |
| ス ラ イ ド 53 | 保健教育の中心である保健における学習内容については、小・中・高と系統的な視点で理解しておくことが大切です。 例えば、小学校で「健康な生活」を学び、中学校では「健康な生活と疾病の予防」「健康と環境」、高校では「現代社会と健康」「健康を支える環境づくり」というように、系統的な学習を行っていきます。 これは、同じ内容を繰り返すようにも見えますが、身近な生活から個人生活、そして個人及び社会生活に結び付けて健康・安全について考えていくというように発展していきます。他校種の学習指導要領や教科書を参考にして、一つのテーマについて系統性の視点で違いを見ると、より理解が深まります。 |

| | |
|------------------------|---|
| ス ラ イ ド 54 | <p>次に、がん教育についてです。</p> <p>がんは日本人の死因の第1位であり、がんは重要な健康課題となっています。スライドに示した目標を踏まえて、学校においてがん教育に取り組むために、文部科学省から「がん教育推進のための教材」、福岡県教育委員会から「がん教育指導資料集」等が出されていますので、参考にしてください。</p> <p>また、福岡県では、外部講師等派遣事業を公立学校を対象に実施していますので、積極的な活用をお願いします。</p> |
| ス ラ イ ド 55 | <p>がん教育の実施にあたっては、授業の実施前までに、スライドに示したような点に留意することが必要です。児童生徒等への配慮事項の具体的な内容については、福岡県教育委員会「がん教育指導資料集」の7ページを参照してください。</p> |
| ス ラ イ ド 56 | <p>では、性に関する指導についてです。</p> <p>性に関する指導にあたっては、スライドに示す点について配慮する必要があります。</p> <p>4点目に示している、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらに関連させるのは、養護教諭の専門性が特に生きる部分だと思います。集団指導では、傷つく子がいるかもしれないという視点をもって、個別指導でフォローする体制づくりに努めましょう。</p> |
| ス ラ イ ド 57 | <p>令和3年度に改訂された「性に関する指導資料」では、学校における性に関する指導の基本的な考え方、各校種の実践事例、性に関する指導Q&Aなどが掲載されていますので、参考にしてください。</p> |
| ス ラ イ ド 58 | <p>次に、心の健康に関する内容です。</p> <p>学習指導要領の改訂で、スライドに示すように新たな内容が示されました。たとえば、小学校5年生の「不安や悩みへの対処」、中学校1年生の「ストレスへの対処」の内容が「技能」と位置付けて示され、小学校5年生では「体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法などを行うこと」、中学校1年生では「ストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法」ができるようにすることが示されています。</p> |
| ス ラ イ ド 59 | <p>学習指導要領の改訂に伴い、保健教育に関する手引も順次改訂されています。スライド59～63は参考資料です。</p> |
| ス ラ イ ド 64 | <p>では、健康相談についてみていきます。</p> <p>保健室利用状況に関する調査報告書では、前回調査との比較からスライドに示すような点が指摘されています。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| ス ラ イ ド 65 | また、保健室登校の開始時期としては、どの校種でも9月が最も多かったことから、夏休み前からの不登校未然防止対策などを検討する必要があります。 |
| ス ラ イ ド 66 | 保健室登校していた児童生徒への教室復帰に向けた手立てでは、平成23年度調査では全体で44.1%だった個別の支援計画の策定が、さらに低い33.0%に下がっています。個別の支援計画の策定や関係機関との連携を進める必要があります。 |
| ス ラ イ ド 67 | 子宮頸がん予防ワクチンの接種については、令和3年11月に積極的接種勧奨を再開することが、厚生労働省より通知されました。 接種対象は、小学校6年～高校1年相当の女子です。 今後、対象の児童生徒よりワクチン接種に関連した相談等も予想されますので、厚生労働省のホームページにある情報等を参考に、確認をお願いします。 |
| ス ラ イ ド 68 | 月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施については、令和3年12月に文部科学省より事務連絡が出されています。 思春期女子の約80%は「月経痛、月経前症候群等で日常生活や勉強、スポーツが妨げられている」というデータがあります。 所見を有する児童生徒を保健調査票等で把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談につなげるなど、適切な対応をお願いします。 |
| ス ラ イ ド 69 | 心のケアは、その重要性から学校保健安全法にも位置付けられています。 普段からの取組を実施できるよう、職員や保護者への啓発など、養護教諭の指導的な役割も求められています。 喫緊の課題として、若い世代の自殺が増加し、高止まりしているというデータがあります。これから自殺予防についても取り組んでいく必要がありますし、危機が発生した時の対応についても備えておく必要があります。 |
| ス ラ イ ド 70 | 虐待やいじめについても、養護教諭は問題を発見しやすい立場にあります。どのような点に気を付けて子供たちを観察するのか、問題に気付いた時、どのような対応が必要となるのか、確認をしてください。 |
| ス ラ イ ド 71 | 次に、保健室経営についてみていきます。 養護教諭が活動の拠点としている保健室の設置は、学校保健安全法第7条によって定められています。保健室経営は、児童生徒の健康の保持増進のために学校全体に関わることであり、教職員の連携が必要になります。 |

| | |
|------------------------|--|
| ス ラ イ ド 72 | <p>学校経営の観点に立って保健室経営計画を作成・実施し、児童生徒の心身の健康の保持増進に向けて、ねらいや方策、手立て及び実施状況等を外から見えやすく、わかりやすくしていくことが、ひいては教職員、保護者、地域住民及び関係機関等の理解と協力を得られることにつながっていきます。</p> <p>学校保健計画と保健室経営計画の特徴を理解して、計画を作成しましょう。</p> |
| ス ラ イ ド 73 | <p>学校経営と保健室経営の関係を整理します。</p> <p>保健室経営は、児童生徒の健康の保持増進のために学校全体に関わることであり、このスライドに示すように、学校経営の観点に立って、保健室経営計画を作成・実施し、保健室の機能を生かした取組を行っていくことが求められています。</p> |
| ス ラ イ ド 74 | <p>また、学校教育の基盤となる児童生徒の健康や安全を確保するには、全職員が相互に連携していくことが重要です。</p> <p>そのためには、課題解決型の保健室経営計画を立て、児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めていく必要があります。</p> |
| ス ラ イ ド 75 | <p>詳しくは、保健室経営計画作成の手引を参考に、課題解決型の保健室経営計画の作成を目指しましょう。</p> |
| ス ラ イ ド 76 | <p>また、保健室経営計画の自己評価及び他者評価を行うことにより、課題が明確になり改善点を次年度の保健室経営計画にいかすことができます。評価までを含めた計画の作成を行いましょう。</p> |
| ス ラ イ ド 77 | <p>次に、保健組織活動についてです。</p> <p>学校保健は、学校における保健教育及び保健管理をいい、その二つの領域を円滑に進めるために組織活動があります。</p> <p>具体的には、職員や、児童生徒保健委員会等の校内組織活動の推進、家庭や地域社会との連携、学校保健に必要な校内研修、学校保健委員会などです。</p> <p>この表は、福岡県内の公立学校における学校保健委員会設置状況です。</p> <p>全国の学校保健委員会の設置状況と比較すると、福岡県の設置率は全校種において低い数値となっています。また、設置はしているものの構成員の条件を満たしていない学校も多く見られる状況です。</p> |
| ス ラ イ ド 78 | <p>学校保健委員会は、学校における健康の課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織です。スライドに示す学校保健委員会の意義を踏まえ、ただ単に、健康診断の結果を報告したり、意見交換に終わるだけでなく、実践化を目指す組織となるように、準備・運営していきましょう。</p> |
| ス ラ イ ド 79 | <p>以上で、「健康教育の現状と課題」を終わります。</p> <p>集合研修では、この資料の内容を中心に研修を進めていきますので、当日持参してください。</p> |